

お客様各位

広島総合警備保障株式会社

警備業務中のサングラス着用について（お知らせ）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

広島総合警備保障株式会社（以下、当社）では、社員の健康保護および業務における安全性の向上を目的として、警備業務中の社員を対象にサングラスの着用を導入いたしますのでお知らせいたします。

記

1 導入の背景と目的

近年、紫外線が人体（特に目）に及ぼす健康被害への関心が高まっております。また、直射日光や路面からの反射光、西日による眩しさは、警備員の視認性を低下させ、事故防止の妨げとなる場合がございます。

既に警察機関や広島県内の公共交通機関（民間企業）においてもサングラスの着用が認められており、一般社団法人 全国警備業協会ならびにALSOK(株)のガイドラインにも即した動きとなっております。

これらを踏まえ、当社では社員が年間を通じて紫外線から目を保護し、安全に業務を遂行できるよう導入いたします。

2 導入日

2026年5月1日より

3 着用にあたってのガイドライン

警備員のサングラス着用にあたっては、以下のガイドラインを徹底いたします。

・デザインの制限

警備員としての品位を損なわないよう、ミラーレンズや奇抜なデザイン、ファッション性を重視したものは使用いたしません。

・マナーの遵守

お客様との対面時や、身分証の提示を求められた際などは、原則としてサングラスを外して対応いたします。

・視感透過率

日本産業規格（JIS規格）に準拠し、道路交通法の安全義務違反とならない視感透過率のものを着用いたします。

当社は今後とも、社員の労働環境の改善を図るとともに、より一層の安全な警備サービスの提供に努めてまいります。

皆様の温かいご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上